

運営指導の実施状況と主な指摘事項について

令和 6 年 4 月 地域福祉課指導監査係

1 運営指導の実施状況

令和 5 年度

- | | |
|-------------------------|--------|
| ・ 介護予防支援事業 | 1 事業所 |
| ・ 居宅介護支援事業 | 17 事業所 |
| ・ 地域密着型サービス | 25 事業所 |
| ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業） | 38 事業所 |
- （通所介護相当サービス、通所型サービス A、訪問介護相当サービス、訪問型サービス A）

【運営指導の根拠とする基準】

サービス種別ごとに定められている人員や運営に関する基準は、次のとおりであり、関係法令や当該「基準」に基づいた事業の運営が行われているかどうかを確認するため、運営指導を実施しました。

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 介護予防支援事業 …… | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 37 号） ・ 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準
（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省告示第 129 号） |
| (2) 居宅介護支援事業 …… | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 38 号） ・ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
（平成 12 年 2 月 10 日 厚生省告示第 20 号） |
| (3) 地域密着型サービス …… | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 34 号） ・ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省告示第 126 号） ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 36 号） ・ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省告示第 128 号） |
| （うち、介護予防に該当するサービス種別） | |
| (4) 総合事業（通所） …… | <ul style="list-style-type: none"> ・ 宇部市通所介護相当サービス（宇部市通所型サービス A）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱
（令和 3 年 4 月 1 日施行） |
| (5) 総合事業（訪問） …… | <ul style="list-style-type: none"> ・ 宇部市訪問介護相当サービス（宇部市訪問型サービス A）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱
（令和 3 年 4 月 1 日施行） |

2 運営指導における主な指摘事項

介護保険サービス事業者等に対して、「口頭指摘」（事務処理において、留意する事項の内容を事業所に通知したもの）又は「文書指摘」（改善を要する事項に関して、是正改善の内容を報告するように事業所に通知したもの）とした事項の内容は、次のとおりです（主なものを掲載）。

（1）介護予防支援事業

No.	項目	指摘内容	指摘根拠
1	指定介護予防支援の具体的な取扱方針	① モニタリングの期間が3か月以上空いている利用者がいたので、少なくとも3か月に1回は利用者の居宅を訪問し、利用者を面接すること。	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第37号）第30条第16号イ

（2）居宅介護支援事業

No.	項目	指摘内容	指摘根拠
1	内容及び手続の説明 介護報酬関係	① 令和3年4月1日以降の新規利用申込者又はその家族に、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）」第4条第2項に係る説明（前6月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービス利用割合及び前6月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護のサービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合を示した文書による説明）がなされていないため運営基準減算となりますので以下の事項を報告してください。 また、報告後に、減算額の確認を行い、減算額、過誤方法を決定します。 <報告事項> 対象者 令和3年4月1日以降の新規利用者全員（再契約利用者を含	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）第4条第2項 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）82

		<p>む。)</p> <p>① 契約日</p> <p>② 令和3年4月1日から文書を 交付して説明を行った月の前 月までの介護給付費</p>	
2	指定居宅介護 支援の具体的 取扱方針	<p>① 要介護1の被保険者について、車いすの必要性を、担当者会議で「福祉用具貸与（車いす）に係るチェックシート」でチェックの後プランに位置付けていました。</p> <p>しかしながら、プランには6か月後に見直す旨の記載があるにも関わらず実際は見直しがされていなかったため、早急に見直しを実施し、その際作成の「福祉用具貸与（車いす）に係るチェックシート」を確認のため市に提出してください。</p>	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）三十一イ
		<p>② 現在、要介護2でありながら、介護老人福祉施設の入居待ちでロングショートホーム利用中となっておりますが、利用者の状況に応じて特例入所や区分変更申請、有料老人ホームあるいは自宅での生活の可否を検討してください。</p>	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）第13条
		<p>③ 令和4年5月時点の居宅介護サービス計画書には、短期入所療養介護が入っているが、現在は使っていないとのことなので、計画を修正するなどして整理してください。</p> <p>また、短期入所生活介護の利用が認定の有効期間の半数を超えているため、サービス担当者会議に諮り、居宅サービス計画を修正するなど整理して、計画を提出してください。</p>	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）第13条第21号
		<p>④ 居宅サービス計画書を令和5年4月に再作成していますが、第3表「週間サービス計画表」が以前のままで実際のサービス提供と齟齬がありましたので、修正分を保管してください。</p>	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）第13条

		また、通所介護事業所を2か所利用していましたが、居宅サービス計画書に明確な理由がありませんでしたので、今後このような場合には、2か所利用する理由を明確にしたうえで居宅サービス計画書に記載する、あるいは、1か所にまとめることを検討するようにしてください。	
		⑤ 個別サービス計画が一部のみしか保管されていませんでしたので、サービス提供事業所に徴求し保管してください。	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）第13条第12号

(3) 地域密着型サービス

No.	項目	指摘内容	指摘根拠
1	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	① 早急に指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）及び貴事業所の「身体拘束廃止に関する指針」に基づき身体拘束廃止に向けた体制の整備を行うこと。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）第97条第7項第1号～第3号
2	認知症対応型共同生活介護計画の作成	① 目標開始期間の後に認知症対応型共同生活介護計画を作成（変更）されている事例があり、作成日、利用者等の同意日の整合性がない計画が見受けられ、また、計画書の一部が揃っていないもの、利用者等の同意の署名がないもの、日付けが入っていないもの等計画の不備がありましたので、計画作成担当者は、介護従事者と連携の下、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ、適切な時期に、不備のない計画を作成すること。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）第98条第3項～第7項
3	小規模多機能型居宅介護計画の作成	① 最新の居宅サービス計画に同意の署名がないので署名を取って報告してください。 また、居宅サービス計画の作成は居	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）第74条

		<p>宅介護支援等基準第13条各号に基づき、サービス担当者会議や月1回のモニタリングは必要であり、サービス担当者会議やモニタリングは「経過記録に記載」とのことでしたが、確認しづらいため改善を検討し報告してください。</p>	<p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）第13条</p>
4	勤務体制の確保等	<p>① 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。</p>	<p>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）第30条第4項</p>
5	介護報酬関係	<p>① 医療連携体制加算（Ⅰ）の要件である「重度化した場合の対応に係る指針を、入居の際に、利用者又はその家族に対して、内容を説明し同意を得ていること」は口頭で行っているとのことであったが、「記録」がないと対外的に証明できないので、契約書や重要事項説明書に追加するなどの対応を行ってください。</p>	<p>厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働大臣告示第96号）三十四</p>
		<p>② 生活機能向上連携加算（Ⅱ）に係る生活機能の向上を目的とした「認知症対応型共同生活介護計画」について、この計画の策定後、3か月ごとの見直しは行っているが、経過的に達成すべき各月の目標の記載がなかったため、3か月目標達成のための各月目標についても理学療法士と共同で設定すること。</p> <p>また、3か月目標についても「下肢筋力の向上を行う」等の客観性に欠ける目標設定ではなく、回数や時間等の数値を用いて具体的かつ客観的な指標による目標を設定すること。</p>	<p>指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）第2の6(12)①</p>
		<p>③ 「口腔衛生管理体制についての計画」について、計画内容に、①貴事業所において利用者の口腔ケアを推進</p>	<p>指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービス</p>

		<p>するための課題、及び②貴事業所と歯科医療機関との連携の状況について項目を立て、再策定すること。</p> <p>また、歯科医師等からの助言・指導については、別途記録すること。</p>	<p>に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）第2の6(14)①及び②</p>
		<p>④ 認知症加算（Ⅰ）について、利用者の最新の主治医意見書を入手しておらず、平成29年の主治医意見書により加算を算定していたので、最新の主治医意見書を入手し加算要件にあっているかどうか報告してください。</p> <p>また、他の算定者についても同様に加算要件を満たしているかどうか確認してください。</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）38イ</p> <p>指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）第2の5(7)①</p>
		<p>⑤ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）について、条件を満たしているか前年度実績を確認しなければならないがしていません。至急、介護福祉士が50%以上かどうか確認し、サービス提供体制強化加算に関する確認書を提出してください。</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）57</p>
		<p>⑥ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）の要件である「従業者ごとに研修計画を作成する」こと。なお、確認のため、作成した研修計画を提出すること。</p>	<p>労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）57</p>
		<p>⑦ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）について、前年度実績（令和4年度：適合条件の確認）を確認していなかったので確認し、確認した各数値等の資料を提出してください。</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）57</p>

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業

(通所介護相当サービス、通所型サービスA、訪問介護相当サービス、訪問型サービスA)

No.	項目	指摘内容	指摘根拠
1	通所介護相当サービスの具体的な取扱方針	<p>① 利用者の署名のない介護予防サービスの計画が保管されていたので、利用者の署名のある計画を保管してください。</p> <p>また、介護予防サービスの計画の同意の署名の日と、個別計画の同意の署名の日が前後しないよう整理してください。</p>	<p>宇部市通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（令和3年4月1日改正）第40条第3号</p> <p>宇部市通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（令和3年4月1日改正）第40条第3号</p> <p>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月1日厚生労働省令第37号）第30条第10号</p>
2	訪問介護相当サービスの具体的な取扱方針	<p>① 利用者の署名のない介護予防サービス計画があったので、利用者の署名のある計画を保管してください。</p>	<p>宇部市訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（令和3年4月1日改正）第41条第3号</p> <p>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月1日厚生労働省令第37号）第30条第10号</p>
		<p>② サービス担当者会議の記録を保管すること。</p>	<p>宇部市訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（令和3年4月1日改正）第41条第1号</p>
3	利用料等の受領	<p>① 領収書に「医療費控除の対象となる金額」欄を設け、対象金額を記載すること。</p>	<p>介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて（平成12年6月1日老発第509号）</p>
		<p>② 重要事項説明書の利用料（介護保険枠外）について、訪問介護相当サービスに係る第一号事業支給費基準額と</p>	<p>宇部市訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（令和3年4月</p>

		の間に、不合理な差額が生じないようにすること。なお、確認のため、修正した重要事項説明書を提出すること。	1日改正)第20条第2項
		③ 重要事項説明書の利用料について、1割の金額表示しか記載がないため、2割及び3割の記載を追加してください。	宇部市訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(令和3年4月1日改正)第20条第1項 宇部市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱(令和元年10月1日改正)第6条
4	運営規程	① 運営規程の第8条の「利用料等」の規定について、1割の記載しかないため、2割及び3割にも対応できるように修正し、変更届出書(運営規程の変更)を提出してください。	宇部市通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(令和3年4月1日改正)第24条第5号 宇部市通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(令和3年4月1日改正)第19条第1項 宇部市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱(令和元年10月1日改正)第6条
		② 事業所の管理者、サービス提供責任者及び運営規程の変更があったが、届け出ていなかったため、早急に事業所の管理者、サービス提供責任者及び運営規程の変更を届け出ること。	宇部市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関する要綱(平成30年11月1日改正)第6条

3 「自己点検シート」に関する留意事項

(1) 「自己点検シート」の提出

令和6年度に実施する運営指導の対象とした事業者等(事業所)に対しては、令和6年5月中旬(予定)に「自己点検シート」をメールで送信しますので、通知に定めた提出期限までに提出をお願いします。

「自己点検シート」を提出された事業者等(事業所)から、順次、日程の都合を確認のうえ、運営指導を実施します(令和6年7月から実施予定)。

なお、運営指導の対象としない事業者等(事業所)からは、「自己点検シート」の提出は求めないこととします。

(2) 各事業者等（事業所）による自己点検

毎年度、「自己点検シート」の内容は見直されています。

令和6年度の「自己点検シート」は、後日、市ウェブサイトに掲載しますので、すべての事業者等（事業所）においては、様式の「確認事項」の内容に関して、適切な事業運営が行われているかどうかの自己点検を必ず実施してください。

【市ウェブサイトへの掲載先】 ※ は、ページ中の項目（タイトル）
トップページ ⇒ 「健康・福祉」 ⇒ 「生活支援・社会福祉」ページ ⇒
「社会福祉事業等の指導監査」ページ ⇒ ⇒